

滋慶学園グループにおける合理的配慮について

合理的配慮とは

2024 年より、合理的配慮の提供は学校・民間ともに完全義務化となりました。合理的配慮とは、障害の有無に関わらず、すべての人が平等に社会生活を送れるよう、日常生活に存在するさまざまなバリア（障壁）を取り除くための措置となります。

滋慶学園グループの考え方

滋慶学園グループでは「一人ひとりを大切に」を哲学に職業人教育を行っています。個性と職業的キャリアのマッチングを模索しながら人生を設計する皆さんを支えたいという思いがあります。そのため「障害」の有無に関わらず全ての学生に「学ぶ機会の保証」をすべきだと考えています。このような考えのもと「障害者差別解消法」制定を踏まえ、合理的配慮を提供しています。合理的配慮とは、障害や疾患などを持つ学生が他の学生と同じように学校生活を送ることができるようにするために、学校が必要かつ適正な制度の変更や調整を行うことです。合理的配慮を受けるにはまず、「本人の意思の表明」が必要になります。学生の申請に基づき個別に具体的な対応が検討されます。

合理的配慮を受けるには

障害・疾病・怪我等により入学後の配慮を希望される場合は、事前に入学事務局へご相談ください。学園の配慮内容について納得し、受験を希望される場合は配慮申請手続きをしてください。この手続きを経ずに受験および入学された場合、ご希望される支援等を準備できない場合がありますのでご注意ください。また、この申請を行うことで入試結果の判定に不利となることはありません。また、合意した合理的配慮は学生自身や教育環境の変化を勘案し、必要に応じて配慮内容を見直していきます。

合理的配慮ができないもの

- ・教育の目的・内容に関わる本質的な変更を伴うこと
- ・成績評価の保障を損なう基準の引き下げなど
- ・資格取得や卒業要件の緩和
- ・教育とは関係のないプライベートにおいて必要な配慮を提供すること
- ・学校や他の学生に対して、体制面、財政面などにおいて、過度の負担や秩序を乱す懸念が生じるもの